

(前略)

4. 消費課税

(1) 車体課税

[国税]

①. 自動車重量税について、次の見直しを行います。

イ 次に掲げる検査自動車(車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準(燃費基準等の切り替えに応じて変更します。現時点では平成 27 年度燃費基準等)を満たしている検査自動車に限ります。)については本則税率を適用します。ただし、下記ニからへまでの措置の対象となる検査自動車については免税となります。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる検査自動車以外の検査自動車で次に掲げるもの

(a) 乗用車(乗車定員 10 人以下の乗用自動車をいいます。以下

本則税率の適用範囲 ※エコカー減税対象車(免税・75%
50%軽減)の範囲と同じ

同じです。)及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの(ガソリン自動車に限ります。)

(b) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制(ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上(ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(c) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(ガソリン自動車にあっては平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(d) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(e) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(f) 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限ります。)

ロ 上記イ及び下記ハに該当する検査自動車以外の自動車の税率を別紙4に掲げる税率とします。

ハ 新車新規登録から13年を経過した検査自動車について、現在の税率水準を引き続き維持します。ただし、上記イの措置の対象となる検査自動車については除くこととします。

ニ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、現行の特例措置を見直し、次の措置を講じます。

(イ) 次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税を免除します。

(a) 電気自動車

(b) 天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排

出量が少ないもの

- (c) プラグインハイブリッド自動車
 - (d) (a)から(c)までに掲げる検査自動車以外の検査自動車で次に掲げるもの
 - ① 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限ります。）
 - ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
 - ③ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
 - ④ 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限ります。）
- (II) 次に掲げる検査自動車（(I)に掲げるものを除きます。）に係る自動車重量税の税率を75%軽減します。
- (a) 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限ります。）
 - (b) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
 - (c) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあ

っては平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(d) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(e) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(ハ) 次に掲げる検査自動車((イ)及び(ロ)に掲げるものを除きます。)に係る自動車重量税の税率を50%軽減します。

(a) 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの(ガソリン自動車に限ります。)

(b) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制(ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上(ディーゼル自動車にあっては平成21年排出ガス基準値より10%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(c) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(ガソリン自動車にあっては平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(d) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(e) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

ホ 平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係

新車の車検2回目のエコカー減税

る新規検査を受けた上記ニ(イ)に掲げる検査自動車については、当該新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用し、当該税率を50%軽減します。

へ 上記ニ(イ)に掲げる検査自動車のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に継続検査等を受けるものについては、当該期間中に受ける初回の継続検査等に係る自動車重量税の税率を50%軽減します(上記ホの適用がある検査自動車を除きます)。

ト その他所要の措置を講じます。

②～④ (略)

既販車の車検2回目のエコカー減税

(後略)